

松郷八幡宮天文十二年大般若経紙背断簡文書(三)

國 守 進

本稿は松郷八幡宮(宇部市)所蔵大般若経の表紙裏文書を紹介するものであるが、これまで「山口女子大学文学部紀要」(三号、一九九四)に(一)、「山口女子大学国際文化学部紀要」(創刊、一九九五)に(二)を収めており、本稿(三)はその続きで、文書番号は(一)から継続させて付した。

本紙背文書は湿損による剝脱から偶然発見したものであるが、損失が著るしく、また、経本調製のため文書が截断されたため、大部分は復源困難な状態である。天文初年作成のものを中心とする本文書群は、断簡とはいえ、既存の文書にはみられない内容を多く含んでおり、戦国期の地域史料として貴重であると考え、紹介することとしたものである。なお、本紙背文書全体の分析については、「戦国期写経の調進および紙背文書の研究―天文十二年松郷八幡宮大般若経について―」(山口女子大学研究報告一一号、一九八五)を参照していただきたい。紹介に当たっては一定基準に基いて分類整理することが必要ではあるが、多量の断簡の接続、解読の作業が継続的に必要であったため、全体としては混乱したものとなった。しかし、各号内では、同一形態の文書はできるだけまとめたとつもりである。

凡 例

- 1 原則として常用漢字を用いた。
 - 2 破損欠失により判読不能の箇所は□、□□等で示した。
 - 3 断簡の部分は「」等で示した。
 - 4 文書の原形を伝えるため、原本の行通りに釈文を作成した。また、字句や署判の位置も原則を作らず、各原本に従うこととした。
 - 5 必要な場合は注記を付した。
 - 6 主な花押は写真で示した。
 - 7 記号例「M28D」は断簡整理時の固定番号である。「265B-2・278C」は断簡文書が接続していることを示す。
- なお、本稿の作成に当たっては、東京大学教授黒川高明氏の御教示をいただいたことを付記し、謝意を表する。

一三一 (127B-1)

(端裏書)
「」貫文竹内次左衛門渡之御奉書

花厳寺納所禪師

申七ノ十四日到來候

一三三二 (265B-2・278C)

伊香實左近將監
昌貞

存知事候而自然頼まいらせ候

某厚東屋敷事、芸州先年

於□院、房数得御意候へ者□

一三三六 (115D)

就国衙切田名僧米未進之儀

御奉書旨被仰付候、存其旨候、仍

彼米事、毎年勘渡仕候、雖然

一三三三 (167A)

聴心軒

山崎左馬助

一三三七 (49B-2)

自御陣罷下候、福原三郎左衛門

早々此者ニ可渡候、以上

態遣人候、仍某事、一昨日

料足にて候、御急候間、明日

尚々自房繼之所被遣候

大方様領平野井谷当□

御内方月俸被足付□

一三四四 (M44C)

(端裏書)

〔〕^{天文元}〔〕^{壬辰}

御米麦錢散用一紙目錄

昌□方〔〕^{天文元}御米錢散用一紙目錄事

一三五五 (25D)

(端裏書)

〔〕^{天文}十一一年十一月十四日

尚々如此子細候付、最初淵底ハ

此外御免許分 已上拾六石七斗四升

同天文参^甲年分

拾八石参斗四升四合 納御米惣辻

一三九 (19B)

何者申候哉、承候て可相尋候、
新衛門かたく依糺明候、此分書付
申候、為御披見副進之候
定而至長徳庵之趣、急度

一四〇 (M58D)

式百文

右買米俵数
繩上卷之代、俵誘
入目共二下行之

残而四貫五百文

右買米七石七斗六升
二合五勺之代ニ遣方之

一四一 (154A)

延米貳拾石九斗四合 斗別三升宛

单御米 九拾石五斗八升七合五勺内

斗違參石六斗貳升三合貳勺

右同前

一四二 (111C)

調次第送進上之候、相残
分重墨遂取納候、可得
御意候、恐惶謹言

一四三 (121B)

御石塔之代被

宗僧在勘渡以此

追而可被立御散用候

謹言

○墨線ヲ消去スル

一四四 (130B)

御奉書無油断勤仕候条

為御憐愍被遣候、在勘渡

以此一筆仍而可被備御勘定候

恐々謹言

○墨線ヲ消去スル

一四五 (205B)

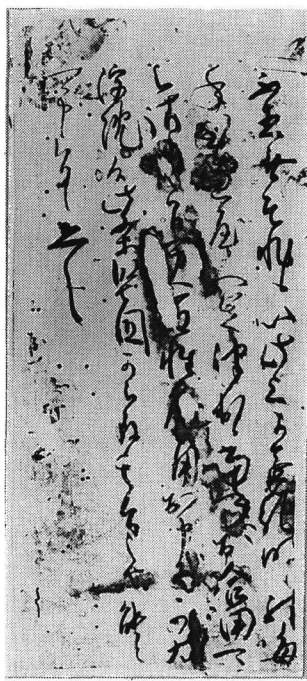
左衛門大夫被渡遣、執彼
請取状、追而可□有御散
用之由候、恐々謹言

一四六 (146B)

用事候、御油噲之内老斗
可被送進之候、对别当彦左衛門
可被渡遣候、以此一筆可有
御散用之由候、恐々謹言

一四七 (M10D-1)

不直無是非候、以此上可遂糺明候、殊每
年至蘆屋人足津出候、当年ハ於合田可
被請□候間、万一百姓菟角於申□可為
浮沈候、此条堅固可被存其旨之由、能々



No. 147

可申旨候、恐々

一四八 (162C)

申□之趣令存知□
□以此一筆追而可被立□
□用之由候、景忠へ此分可被
渡候、恐々謹言

一四九 (327D)

二月十一日
透龍 (花押)
山崎伊豆守殿

一五〇 (32D)

候て可給候、たのミ申候
かしく

三月二日
かけ忠 (花押)

一五一 (78C-3表)

三月一日
房秀 (花押)
花厳寺納所 御返報

一五七 (M34C)

十口 口日

房重 (花押)
護宗 (花押)

奈良橋和泉入道殿
肥留惣右衛門尉殿

一五八 (153B)

享祿五年辰七月一日

景忠
忠口

毛利若狭守殿

一五九 (18C)

詠物下候て渡可申也

天文二六月二日

肥惣
景忠 (花押)

藤田与五郎殿

一六〇 (110B)

立御散用候、恐々謹言

天文五年丙申七月五日

昌貞 (花押)

○墨線ヲ消去する。

一六一 (M29-C)

御座候共、奉願候、子細此者可申候、

恐々謹言

天文十二卯五月十四日

梵祐 (花押)

肥留惣右衛門尉殿「進覽」

一六二 (54B-2・M28C-1)

黒瀬雅楽「

黒瀬「

黒瀬小三郎

山田与四郎



No. 159, No. 154
No. 153, No. 157

川内山新四郎

川内山

藏田大膳進

矢田部九郎

山本主水允

山本彦四郎

伊香賀采女允

中山四郎

沓屋助九郎

沓屋治部

黒瀬三郎右衛門尉

山田八郎左

海四郎

世良左馬允

一六三 (57C-2・M9D)

深町神右衛門尉

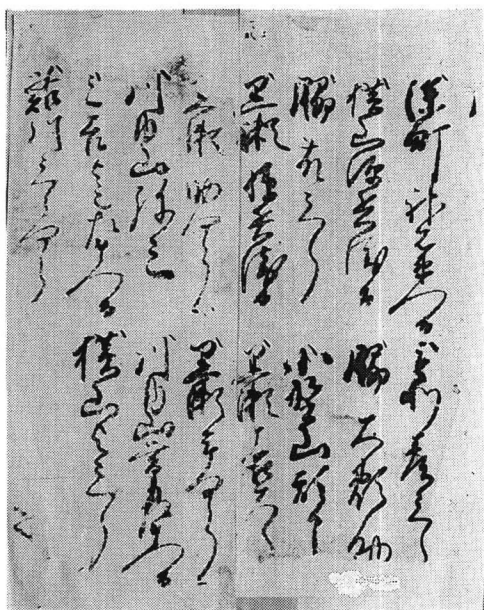
毛利彦三郎

横山源兵衛尉

脇 大炊助

脇 藤三郎

小野山刑部



No. 163

黒瀬孫兵衛尉

黒瀬善太郎

黒瀬助四郎

黒瀬平四郎

川内山弥三

川内山带刀左衛門尉

三吉与三左衛門尉

横山与三郎

鮎川三郎四郎

一六四 (59B)

新庄藤右衛門尉

今留孫六右衛門尉

椋 惣右衛門尉

波多野藤藏人

下瀬孫三郎

松永新兵衛尉

椋 助七

松永新右衛門尉

長得主計允

黒瀬太郎左衛門尉

一六五 (59C)

川内山平七

白井弥太郎

延次与四郎

長得藤太郎

埼玉大蔵左衛門尉

清水与二郎

黒瀬久四郎

黒瀬彦六

一六六 (85A)

○一六二〜一六五号八同一文書カ

九石八斗六升
大窪余三
十石
白仁与一
卷石四斗
貞弘助太郎
拾三石
安岐新三

十石
川上又四郎
七石五斗
溝杭孫四郎
武石七斗
貞弘鍋千世代
武石
中領新左衛門尉

一六七 (265B)

七十五石
江良新六
五十石
宮川甲斐馬

「右衛門尉

五十二石八斗
毛利太郎左衛門尉
二十二石
江良善四郎
三十七石

一六八 (90A)

荒□彦十郎
十五石
清水新兵衛尉
三石足
古屋平七
六石七斗除屋敷分
宮原隼人佐
卷石
水津平兵衛尉

□石
帆足小四郎
十石
内海二郎左衛門尉代
十石
鮎川四郎兵衛尉
拾石
今八幡勘解由左衛門尉

○一六六〜一六八号八同一文書カ

一六九 (190B)

酒向宮内左衛門尉
鮎川四郎兵衛尉

廿石
拾石

今八幡勘解由左衛門尉 十石
町田新右衛門尉 拾石
小野源兵□ 卅石

一七〇 (38D・M12D-1)

惣得田四町式反小□田色々除定

除

式反六十歩 依為深田除之

残四町六十歩

分麦捌石三升四合

延壹石六斗六合八勺

以上九石六斗四升八勺

請加

一七一 (156A)

七百六十六文以山口和市渡之

已上六拾六石参斗三升七合六勺

残百三拾三石玖斗式升六勺三才

元石幾分止
百玖拾九石参斗八升九勺三才

一七二 (300B-3・20C-1)

逢

式貫文

□錢

老貫五十文

□一束代

五百九十文

木具代色々

百文

索麵代不足分

百文

油一盃代

已上參貫七百九十文内

分米五石六斗八升五合

足付

三石二斗二升四合单

升谷二郎衛門進納分御

一七三 (52D・151D)

□僧 百十一文

□弘 二貫七百卅二文内

二百廿一文 應永世川
五十文 平季代

定錢二貫四百五十八文内

□大夫分 三百十五文

□庵□ 六百八文

吉祥庵之

□庵 三百卅三文 □次郎 二百八十四文

三貫九百廿六文内

百九十文 應永世年川

定錢三貫七百卅一文

四百四十八文

一七四 (83A・M50D・88D)

定錢 二貫三百五十文

□ 四百七十七文

□ 六百八十九文内

吉守 五百廿九文
清三郎 百六十九文

□ 五百十三文内

自分 三百四十四文
兵衛五郎 百六十九文

□夫 七百廿二文

尾谷 五百四十二文内

廿五文平季代

定錢 五百十八文

□河内 二貫百八十六文内

一貫三百卅三文

三百五十八文内

百五十八文 刀祿

一七五 (57D-2・M9C)

定錢四百六十一文内

□方 廿九文

西分 堀方 廿九文

善繼 自分 四百三文内

善繼 次郎方 廿五文
三百七十五

一正次 二貫七文内

二百廿文 應永世年

定錢一貫七百八十七文内

□百八十七文 彦三郎 四百

一七六 (M23D・89A)

定錢六百六十五文内

帶刀方 十文 兼丸孫九郎 二百六十六文

善繼 掃部分 二百文 原方 百文

一光真 四百七十六文内 五文 応永卅年川

定錢四百七十一文

□十文 自分原方 □

□四百九十三文内^{七文}廿五文^{廿五文} 平□

一七九 (78D・60A)

次郎大夫 三百十五文^{内廿二文} 諏訪大明神田除

定錢二百九十四文

六郎大夫 三百廿六文

一木津 四貫四百卅九文内 五十文 平享代



No. 176

定錢四貫三百八十九文内

□ 八百十五文 源内 二百九十四文

一七八 (M28D・54A)

一稻 □ □六十一文内^{二百六十文}五十文^{五十文} 源運垣内除 平享代

定錢四百七十六文内

次郎方 三百八十文 彦六方 九十六文

一稻吉 八百五十七文内^{廿六文} 応永卅 川

定錢 八百卅一文内

孫十郎 二百卅四文 左衛門五郎 百五十五文内^{帶刀方}善徳分

孫三郎 百文 孫次郎 百四十三文

孫大郎 百廿五文 帶刀方 廿七文

一七九 (92A)

安養寺 老貫五十三文内^{兵庫分與坊百六十文}北坊分^{與坊百六十五文}自^分七^{百廿八文}百廿八文 □

一八〇 (87A)

□木 二貫九百六十一文内

定錢一貫七百九十三文内

一貫百十八文 刀祢分除之

□大夫 四百五十文 刀祢 平三 二百廿二文
□大夫 二百四文内 刀祢 百五十四文 孫四郎五十文

「 自分 二百五十八文

一八一 (52A)

□橋 百十文 無染庵 源次郎 百四十六文

□反神田 三百四十一文内 十文 応永卅年 川

定錢三百卅一文内

□八方 百十一文 下畑 刀祢 百十一文

一八二 (M40D)

□大夫 二貫五百七文内 二百五十文阿彌僧跡一色間除之 五郎大夫 □

定錢二貫二百五十七文

□衛門次郎 三百三十文 左衛門五郎 百廿五文内 廿五文与五郎

一八三 (59D)

善蜜

自分 老貫八十文内 自百八十九文 十郎三郎 四百四十七文 三郎次郎 四百五十五文

一貞友 老貫卅八文内 百廿五文 応永卅年 川 七十七文 平亭

定錢八□□十□文内 彦五郎 三百文

一八四 (59A)

新分 老貫二百卅三文内 二百七十文 西尾谷不

定錢九百五十三文内

五郎大夫 三百廿五文 三郎太郎 二百卅文

十郎次郎 二百八文 藤十郎 百廿文

惣大夫 七十文

一八五 (58A)

一筏太郎 六百八十九文内 廿文 応永卅

定錢 六百六十九文

一殿林 七百廿二文内 六十五文 永卅 川

定錢 六百五十七文

一□□ 二百五十八文 「 応永卅年 川

○一七三、一八五号八同一文書カ。

一八六 (124D-2・125A)

除十八石四斗一升七合九勺

毛利彦七 渡辺彦右衛門尉

乃美右衛門大夫 新給分

残七拾六石七斗七升六勺

請加七石六斗五升八合四勺 加増米

并八拾四石四斗二升九合

延米五石九斗九合四勺

石別七升宛

一八七 (95D-2)

以上七拾八石九斗

右勘米分として前々より御立用之

已上八拾石四斗七升五合遣方之

□拾八石壹斗八升五合四勺未進分也

一八八 (156B)

参拾石

請取有之

拾石

同所へ送之、景忠御奉書之前、兩人請取有之

拾参石五斗六升五合 同所へ送之、同人御奉書

前、糸原彦太郎、白上修理

(訂正)

五五号文書の「徳心軒」は「聴心軒」の誤読である。ここに訂正する。